

令和5年第3回東浦町議会定例会議案

令和5年9月4日提出

目 次

同意第18号	教育委員会委員の任命について	1
報告第9号	損害賠償の額の決定及び和解について	2
報告第10号	損害賠償の額の決定及び和解について	4
報告第11号	損害賠償の額の決定及び和解について	6
報告第12号	損害賠償の額の決定及び和解について	8
報告第13号	令和4年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について	10
認定第1号	令和4年度東浦町一般会計決算の認定について	別添
認定第2号	令和4年度東浦町国民健康保険事業特別会計決算の認定について	別添
認定第3号	令和4年度東浦町土地取得特別会計決算の認定について	別添
認定第4号	令和4年度東浦町後期高齢者医療特別会計決算の認定について	別添
認定第5号	令和4年度東浦町水道事業会計決算の認定について	別添
認定第6号	令和4年度東浦町下水道事業会計決算の認定について	別添
議案第29号	東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について	12
議案第30号	令和5年度東浦町一般会計補正予算（第6号）	別添
議案第31号	令和5年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	別添
議案第32号	令和5年度東浦町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別添

同意第18号

教育委員会委員の任命について

次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年9月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

草 野 由美子

東浦町大字石浜 昭和48年生

提案理由

教育委員会委員杉浦政代の任期が、令和5年9月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を任命するため提案するものである。

報告第9号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月4日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 8 月 7 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

農業用道路の樹木の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和 5 年 6 月 3 日（土）午後 1 時頃、農道緒川 6 号線の老朽化した樹木が倒れ、相手方が所有する土地に設置されていたウッドデッキが損傷した。

2 損害賠償の額

15,400 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	15,400 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	15,400 円	0 円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、15,400 円を支払うこととする。

報告第 10 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月4日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

農業用道路の樹木の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和5年6月3日（土）午後1時頃、農道緒川6号線の老朽化した樹木が倒れ、相手方が所有する土地に設置されていた外構フェンスが破損した。

2 損害賠償の額

123,200円

	東浦町	相手方
損害額	0円	123,200円
過失割合	100%	0%
賠償額	123,200円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、123,200円を支払うこととする。

報告第 11 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年7月30日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について

於大公園の樹木の管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和5年4月30日(日)午後1時頃、於大公園駐車場において、樹木の老朽化した枝が、駐車してあった相手方の車両に落下し、当該車両のボンネットが損傷した。

2 損害賠償の額

81,840円

	東浦町	相手方
損害額	0円	81,840円
過失割合	100%	0%
賠償額	81,840円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、81,840円を支払うこととする。

報告第 12 号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年8月1日

東浦町長 神谷明彦

損害賠償の額の決定及び和解について
草刈作業時の過失による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

令和5年4月18日（火）午後3時頃、片葩小学校敷地内において、職員が肩掛式草刈機により草を刈っていた際、駐車してあった相手方の車両に当該草刈機により飛ばされた石が当たり、当該車両の左側後方のドア等が損傷した。

2 損害賠償の額

308,100円

	東浦町	相手方
損害額	0円	308,100円
過失割合	100%	0%
賠償額	308,100円	0円

3 和解の内容

町は、相手方に対して、308,100円を支払うこととする。

報告第 13 号

令和 4 年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により健全化判断比率及び同法第 22 条第 1 項の規定により資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

令和4年度東浦町健全化判断比率及び資金不足比率

1 健全化判断比率

(単位：%)

指標名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— (△5.15)	13.21	20.00
連結実質赤字比率	— (△19.11)	18.21	30.00
実質公債費比率	△0.1	25.0	35.0
将来負担比率	— (△59.5)	350.0	

注 () 内に参考としてその値を併記しています。

2 資金不足比率

(単位：%)

会計名	比率	経営健全化基準
東浦町水道事業会計	—	20.0
東浦町下水道事業会計	—	

注 比率の「—」は、資金不足額がなく資金剰余額がある場合

議案第 29 号

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 9 月 4 日提出

東浦町長 日 高 輝 夫

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東浦町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年東浦町条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 3 条 <u>法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務とする。</u></p> <p>2 <u>別表第 2 の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自ら保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 <u>前 2 項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 3 条</p> <p>略</p> <p>2 <u>前項の規定により特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。</u></p>

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第3条関係)

機関	事務
1 町長	東浦町子ども医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第8号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	東浦町障害者医療費支給条例(昭和48年東浦町条例第35号)による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	東浦町母子家庭等医療費支給条例(昭和53年東浦町条例第32号)による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	東浦町精神障害者医療費支給条例(平成20年東浦町条例第12号)による精神障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 町長	妊婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第3条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 町長	東浦町子ども医療費支給条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 町長	東浦町障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「後期高齢者医療関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 町長	東浦町母子家庭等医療費支給条例による母子家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報、後期高齢者医療関係情報又は地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
4 町長	東浦町精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給に	国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であって規則で

	関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの
5 町長	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	不妊治療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	妊婦医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険関係情報又は後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

子ども医療費の支給に関する事務等で個人番号を利用するため提案するものである。